

においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

7 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(登録の抹消)

第三十四条の三十 内閣総理大臣は、第三十四条の二十八第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録の細目)

第三十四条の三十一 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、有限責任監査法人登録簿その他の登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。

(計算書類の作成に関する特則)

第三十四条の三十二 登録有限責任監査法人は、その計算書類について、内閣府令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人と政令で定める特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、当該計算書類に係る会計年度における当該登録有限責任監査法人の収益の額その他の政令で定める勘定の額が政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

2 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。

(供託に関する特則)

第三十四条の三十三 登録有限責任監査法人は、第三十四条の二十一第二項第一号又は第二号に該当することによつて生ずる損害の賠償を請求する権利(以下この条において「優先還付対象債権」という。)を有する者(以下この条及び次条において「優先還付対象債権者」という。)に対する債務の履行を確保するため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、主たる事務所の最寄りの供託所に供託

しなければならない。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、登録有限責任監査法人に対し、その業務を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

3 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人のために所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなっている金額（以下この条において「契約金額」という。）につき前二項の規定により供託する供託金の全部又は一部を供託しないことができる。

4 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、登録有限責任監査法人と前項の契約を締結した者又は当該登録有限責任監査法人に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 登録有限責任監査法人（第三十四条の二十二第十項の規定による定款の変更の効力が生じていないも

のを除く。)は、第一項の規定により供託する供託金(第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。)につき供託又は第三項の契約の締結を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、その業務を行つてはならない。

6 優先還付対象債権者は、優先還付対象債権に関し、当該登録有限責任監査法人に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8 登録有限責任監査法人は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額(契約金額を含む。)が第一項の政令で定める額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から政令で定める期間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結(第五十二条の四において単に「供託」という。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項、第二項又は前項の規定により供託する供託金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当する

こととなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 第三十四条の十八第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第三十四条の十八第二項に該当することとなつたとき。

三 第三十四条の二十二第十一項に規定する定款の変更を行い、同条第十二項の規定によりその旨を内閣総理大臣に届け出たとき。

四 業務の状況の変化その他の理由により供託金の額が第一項の政令で定める額を超えることとなつたとき。

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、優先還付対象債権の弁済を確保するために必要と認められる限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる供託金の額を指定することができる。

12 前各項に定めるもののほか、供託金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。
(有限責任監査法人責任保険契約に関する特則)

第三十四条の三十四 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、その業務を行うに当たり生

ずる責任に関する保険契約（次項及び第三項において「有限責任監査法人責任保険契約」という。）を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に応じて前条第一項、第二項若しくは第八項の規定により供託する供託金の全部若しくは一部の供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、有限責任監査法人責任保険契約を締結した登録有限責任監査法人に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。また、供託された金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、有限責任監査法人責任保険契約に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章の四 外国監査法人等

(届出)

第三十四条の三十五 外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監

査又は証明をすることを業とする者は、金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者その他内閣府令で定める者が同法の規定により提出する財務書類（以下「外国会社等財務書類」という。）について第二条第一項の業務に相当すると認められる業務を行うときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、外国会社等財務書類について同項の業務に相当すると認められる業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けると認められる者として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（届出事項）

第三十四条の三十六 前条第一項の規定による届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称又は氏名

二 主たる事務所の所在地

三 法人にあつては、役員の名

四 法人にあつては、資本金の額又は出資の総額

五 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(届出事項の変更)

第三十四条の三十七 外国監査法人等は、前条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
(外国監査法人等に対する指示等)

第三十四条の三十八 内閣総理大臣は、外国監査法人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると

認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合において、その業務の適正な運営を確保するため
に必要であると認めるときは、当該外国監査法人等に対し、必要な指示をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた外国監査法人等が、
その指示に従わないときは、その旨及びその指示の内容を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による公表後、同項の外国監査法人等について、第一項の指示に係る事
項につき是正が図られたと認める場合には、その旨その他の内閣府令で定める事項を公表しなければな
らない。

(廃業等の届出)

第三十四条の三十九 外国監査法人等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その旨を
内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務を廃止したと
き。

二 主たる事務所の所在する国において当該国の法令に基づき、破産手続開始、再生手続開始、更生手

続開始又は清算開始と同種類の申立てを行つたとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表しなければならない。

第五章の五 審判手続等

(審判手続開始の決定)

第三十四条の四十 内閣総理大臣は、第三十一条の二第一項に規定する事実があると認める場合（同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。）又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実があると認める場合（同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。）には、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

2 第三十条第一項若しくは第二項又は第三十四条の二十一第二項第一号若しくは第二号に規定する証明をした財務書類に係る会社その他の者の会計期間の末日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該証明に係る事件について審判手続開始の決定をすることができない。

(審判手続開始決定書)

第三十四条の四十一 審判手続開始の決定は、文書によつて行わなければならない。

2 審判手続開始の決定に係る決定書（次項及び第三十四条の四十五において「審判手続開始決定書」という。）には、審判の期日及び場所、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

3 審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者（以下この章において「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

4 被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

（審判手続を行うべき者）

第三十四条の四十二 審判手続（審判手続開始の決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

2 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官

のうち一人を審判長として指定しなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことがある者を審判官として指定することはできない。

(被審人の代理人及び指定職員)

- 第三十四条の四十三 被審人は、弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

- 2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの(次項において「指定職員」という。)を審判手続に参加させることができる。

- 3 指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

(審判の公開)

- 第三十四条の四十四 審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(被審人による答弁書の提出)

第三十四条の四十五 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

2 被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。

(被審人の意見陳述)

第三十四条の四十六 被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2 審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見の陳述を求めることができる。
(参考人に対する審問等)

第三十四条の四十七 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九十条、第九十一条、第九十六条、第九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用す

る。

(被審人に対する審問)

第三十四条の四十八 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

(証拠書類の提出等)

第三十四条の四十九 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならぬ。

2 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(学識経験者に対する鑑定命令)

第三十四条の五十 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることがができる。

2 審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合には、被審人も、その鑑定人に質問することができる。

きる。

- 3 民事訴訟法第九十一条、第九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

(立入検査)

第三十四条の五十一 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、事件関係人の事務所その他必要な場所
所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

- 2 前項の規定により立入検査をしようとする審判官は、その身分を示す証票を携帯し、事件関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(決定案の提出)

第三十四条の五十二 審判官は、審判手続を経た後、審判事件についての決定案を作成し、内閣総理大臣
に提出しなければならない。

(審判手続終了後の決定等)

第三十四条の五十三 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実があると認めるときは、被審人に対し、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について前項の決定（第三十一条の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）をしなければならない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額（以下この項及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。）のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の決定（第三十一条の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりされたい以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る会社その他の者の財務書類の証明と

同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 既決定に係る第三十一条の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

4 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について第一項の決定（第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）をしなければならない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額（以下この項及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。）のうち最

も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に應じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の決定（第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に應じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 既決定に係る第三十四条の二十一の二第二項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

6 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第二項又は第三十四条の二十一の二第二項に規定する事実がないと認めるときは、その旨を明らかにする決定をしななければならない。

7 前各項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。

8 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項から第五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しななければならない。

9 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項から第五項までの決定に係るものに限る。）の謄本を發した日から二月を経過した日とする。

10 第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

(送達書類)

第三十四条の五十四 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、内閣府令で定める。

(民事訴訟法の準用)

第三十四条の五十五 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条から第一百三十五条まで、第二百五条、第一百六条、第一百七条第一項(第二号及び第三号を除く。)及び第三項、第一百八条並びに第一百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第一百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長(公認会計士法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあつては、審判官)」と、同法第一百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第三十四条の五十六 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第一百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合

三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第一百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四 前条において準用する民事訴訟法第一百八条の規定により外国の管轄官庁に囑託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。
(処分通知等に係る電子情報処理組織の使用)

第三十四条の五十七 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十

一号) 第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織を使用して行うことができない。

2 前項に規定する相手方が同項の表示をした場合において、金融庁の職員が同項の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第九十九条の規定にかかわらず、当該処分通知等の内容を電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録することをもつて、同条に規定する書面の作成及び提出に代えることができる。

(事件記録の閲覧等)

第三十四条の五十八 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(納付の督促)

第三十四条の五十九 内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(課徴金納付命令の執行)

第三十四条の六十 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定(以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。)を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 課徴金納付命令の執行は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他強制執行の手続に関する法

令の規定に従つてする。

3 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(課徴金等の請求権)

第三十四条の六十一 破産法及び民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第三十四条の五十九第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

(内閣府令への委任)

第三十四条の六十二 この章に規定するもののほか、審判手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(取消しの訴え)

第三十四条の六十三 第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定の取消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、不変期間とする。

(参考人等の旅費等の請求)

第三十四条の六十四 第三十四条の四十七第一項又は第三十四条の五十第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができ
る。

(行政手続法の適用除外)

第三十四条の六十五 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてする決定その他の処分(これらの規定によつて審判官がする処分を含む。)については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。ただし、第三十一条の二及び第三十四条の二十一の二の規定に係る同法第十二条の規定の適用については、この限りでない。

(不服申立て)

第三十四条の六十六 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてした決定その他の処分(これらの規定によつて審判官がした

処分を含む。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第三十五条第二項第一号中「対する処分」の下に「(監査法人に対する第三十四条の二十一の二第一項の規定による命令を除く。)」を加え、同項第二号中「業務」の下に「、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務」を加える。

第四十一条の二中「第四十九条の四第二項」の下に「又は第三項」を加え、「又は第四十九条の三第一項」を「、第四十九条の三第一項若しくは第二項又は第四十九条の三の二第一項」に改め、「業務」の下に「、外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務」を加える。

第四十三条第二項中「並びに公認会計士」の下に「及び特定社員」を加える。

第四十四条第一項第七号中「公認会計士」の下に「及び特定社員」を加え、同項第十二号中「業務」の下に「の運営」を加える。

第四十六条の二中「抹消された」を「抹消された」に改める。

第四十六条の九の二第一項中「業務」の下に「の運営」を、「状況」の下に「(当該会員が公認会計士である場合にあっては、第三十四条の十三第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。第四十九条の四

第二項第二号において同じ。」を加える。

第四十六条の十第一項中「又は第三十四条の二十一」を「第三十一条の二第一項、第三十四条の二十一第二項若しくは第三項、第三十四条の二十一の二第一項又は第三十四条の二十九第二項若しくは第三項」に改める。

第四十六条の十一第二項中「第十九条第三項」の下に「及び第三十四条の十の十一第二項」を加え、「及び第二十一条第一項第四号の規定による」を「並びに第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消及び第三十四条の十の十四第一項第三号の規定による同条第二項に規定する」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二中「除く外」を「除くほか」に改める。

第四十八条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 無限責任監査法人は、その名称中に有限責任監査法人又は有限責任監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない。

第四十九条中「除く外」を「除くほか」に改める。

第四十九条の三の見出しを「（公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び立入検

査)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(外国監査法人等に対する報告徴収及び立入検査)

第四十九条の三の二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、

外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務
に関し、外国監査法人等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、外国監査法人等の
行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務に関し、当該職員
に外国監査法人等の事務所その他その業務に関係のある場所に立ち入り、その業務に関係のある帳簿書
類その他の物件を検査させることができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十九条の四第二項中「前条第一項」を「第四十九条の三第一項」に、「第四十六条の九の二第二項
の報告に関して行われる」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われるもの

二 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人（以下この号において「公認会計士等」という。）が、第四十六条の九の二第一項の調査を受けていないこと、同項の調査に協力することを拒否していることその他の内閣府令で定める事由があることにより日本公認会計士協会が当該公認会計士等に係る同条第二項の報告を行っていない場合において、当該公認会計士等の業務の運営の状況に関して行われるもの

第四十九条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限のうち、前条第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任することができる。

第五十一条中「又は外国公認会計士」を「、外国公認会計士又は特定社員」に改める。

第五十二条第一項中「含む。」の下に「、第三十四条の十の十六」を加え、同条の次に次の三条を加える。

第五十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の四第一項若しくは第三十四条の十六の三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十八条の四第三項若しくは第三十四条の十六の三第三項の規定に違反して、第二十八条の四第二項若しくは第三十四条の十六の三第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二 不正の手段により第三十四条の二十四の登録を受けた者

三 第三十四条の二十四又は第三十四条の三十三第五項の規定に違反して業務を行つた者

第五十二条の三 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第五十二条の四 第三十四条の三十三第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条第一項第四号中「又は第二項の規定」を「から第三項までの規定のいずれか」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第四十六条の十二第一項」を「第三十条の五十一第一項、第四十六条の十二第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第三十四条の二十五第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者
第五十三条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第五十三条の二中「第三十四条の二十第六項」の下に「又は第三十四条の二十三第四項」を加える。

第五十三条の三中「第五十三条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は前条」を「第五十二条の二、第五十二条の四、第五十三条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第五十三条の二」に改

め、同条を第五十三條の四とする。

第五十三條の二の次に次の一條を加える。

第五十三條の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四條の四十七第一項の規定による参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

二 第三十四條の四十七第二項又は第三十四條の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一條第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十四條の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分違反して物件を提出しない者

四 第三十四條の五十第一項の規定による鑑定人に対する処分違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第五十四條第二号中「第三号」を「次号」に改める。

第五十五條各号中「及び第三十四條の二十一第三項」を「第三十四條の十の十七第三項、第三十四條の二十一第四項、第三十四條の二十一の二第七項及び第三十四條の二十九第四項」に改める。

第五十五条の二各号中「第三十四条の二十第六項」の下に「又は第三十四条の二十三第四項」を加える。

第五十五条の三第五号中「第三十四条の二十第六項」の下に「又は第三十四条の二十三第四項」を加え、同条第八号を次のように改める。

八 第三十四条の二十二第三項において準用する会社法第六百七十条第二項若しくは第五項又は第三十四条の二十三第一項において準用する同法第六百二十七条第二項若しくは第五項、第六百三十五条第二項若しくは第五項若しくは第六百六十一条第一項の規定に違反して、財産の処分、資本金の額の減少、持分の払戻し又は債務の弁済をしたとき。

第五十五条の三に次の一号を加える。

九 第三十四条の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

第五十五条の三を第五十五条の四とする。

第五十五条の二の次に次の一条を加える。

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、監査法人の社員、監査法人と第三十四条の三十三第三項の契約を締結した者又は検査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条の二十三第一項において準用する会社法第二百七条第四項又は第三十四条の二十三第二項において準用する同法第三十三条第四項に規定する報告について、裁判所に対し、虚偽の申述を行
い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二 第三十四条の三十三第四項の規定による命令に違反したとき。

(金融商品取引法の一部改正)

第二条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第二号中「行為」の下に「又は店頭デリバティブ取引についての同項第五号に掲げる行為」を加え、同条第二項第三号中「第三号まで」の下に「又は第五号」を、「前項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、同条第四項中「いう」を「いい、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、当該行為のいずれかを業として行うことを含むものとする」に改める。

第二十九条の四第一項第五号ホ(1)中「又はロ」を削る。

第三十三条第三項中「ものを業として行う場合」の下に「、第二条第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八条第八項第七号に掲げるもの以外のものを業として行う場合」を加える。

第三十三條の二第三号中「除く。」の下に「又は第二條第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八條第八項第七号に掲げるもの以外のもの」を加える。

第四十三條の二第三項中「第九十三條の二」の下に「及び第九十三條の三」を加える。

第六十六條の十八中「第四十九條の三」を「第四十七條の三」に改める。

第二百二條の三十一第三項中「その株主」を「その総株主」に改める。

第四百十條第三項中「定めた」を「定める」に改める。

第六十七條の二中「有価証券市場」を「金融商品市場」に改める。

第九十條第一項中「第六十條の十一」の下に「(第六十條の十二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十三條の二第一項中「政令で定めるもの」の下に「(次條において「特定発行者」という。)」を、「内閣府令で定めるもの」の下に「(第四項及び次條において「財務計算に関する書類」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者が、外国監査法人等（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。次項第一号及び第三項において同じ。）から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるところから内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

第百九十三条の二第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 前項第一号の発行者が、外国監査法人等から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者

から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

第百九十三条の二中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類」を「財務計算に関する書類を提出する者」に改め、「及び第三十四条の十一の二」を削り、「又は第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十一第一項又は第三十四条の十一の二第一項若しくは第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号及び前項第一号の規定は、これらの規定に規定する外国監査法人等について、公認会計士法第三十四条の三十八第二項の規定により同条第一項の指示に従わなかつた旨又は同法第三十四条の三十九第一項の規定による届出があつた旨の同条第二項の規定による公表がされた場合（同法第三十四条の三十八第二項の規定による公表がされた場合において、同条第三項の規定による公表がされたとき

を除く。)には、適用しない。

第九十三條の二の次に次の一條を加える。

(法令違反等事実発見への対応)

第九十三條の三 公認会計士又は監査法人が、前條第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実(次項第一号において「法令違反等事実」という。)を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行つた公認会計士又は監査法人は、当該通知を行つた日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項のすべてがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

一 法令違反等事実が、特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

二 前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらないこと。

3 前項の規定による申出を行った公認会計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行った旨及びその内容を書面で通知しなければならない。

第九百九十四条の七第二項第一号中「(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)」を削り、同項第四号中「並びに」を「及び」に改め、同条第三項中「第六十条の十一」の下に「(第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第九百九十三条の二第五項」を「第九百九十三条の二第六項」に改める。

第二百五条第五号中「第九百九十三条の二第五項」を「第九百九十三条の二第六項」に改める。
第二百八条の二に次の三号を加える。

四 第九百九十三条の三第一項の規定に違反した者

五 第九百九十三条の三第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者

六 第九十三條の三第三項の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

(金融庁設置法の一部改正)

第三條 金融庁設置法(平成十年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号の二中「金融商品取引法」の下に「及び公認会計士法(昭和二十三年法律第三百三十一号)」を加える。

第六條第二項の表公認会計士・監査審査会の項中「(昭和二十三年法律第三百三十一号)」を削る。

第二十五條第一項中「第六章の二第二節」の下に「及び公認会計士法第五章の五」を加える。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條の規定(金融商品取引法第四十三條の二第三項及び第九十三條の二の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第九十四條の七第三項の改正規定(「第九十三條の二第五項」を「第

百九十三條の二第六項」に改める部分に限る。）、同法第二百五條第五號の改正規定並びに同法第二百八條の二に三號を加える改正規定を除く。） 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五號）の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

二 附則第二十七條の規定 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第 号）の公布の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（大会社等に係る業務の制限の特例に関する経過措置）

第二條 第一條の規定による改正後の公認會計士法（以下「新公認會計士法」という。）第二十四條の三第一項（新公認會計士法第十六條の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する大会社等（新公認會計士法第二十四條の二に規定する大会社等をいう。以下同じ。）の會計期間（新公認會計士法第二十四條の三第一項に規定する會計期間をいう。以下同じ。）であつて、公認會計士又は外国公認會計士（新公認會計士法第十六條の二第五項に規定する外国公認會計士をいう。以下同じ。）が当該大会社等の財務書類（新公認會計士法第一條の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。）について監査関連業務（新公認會計士法第二十四條の三第三項に規定する監査関連業務をいう。以下同

じ。)を行つた会計期間以後の連続会計期間(新公認会計士法第二十四条の三第一項に規定する連続会計期間をいう。以下同じ。)について適用する。

2 施行日前に開始した大会社等の会計期間であつて、公認会計士又は外国公認会計士が当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行つた会計期間を含む連続する会計期間(第一条の規定による改正前の公認会計士法(以下「旧公認会計士法」という。))第二十四条の三に規定する連続する会計期間をいう。附則第十条第二項において同じ。)については、旧公認会計士法第二十四条の三(旧公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定は、なおその効力を有する。

3 新公認会計士法第二十四条の三第二項(新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第二十四条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に同条第二項の規定により大会社等とみなされる者の財務書類について監査関連業務を行っている公認会計士又は外国公認会計士について適用する。

(公認会計士の就職の制限に関する経過措置)

第三条 新公認会計士法第二十八条の二(新公認会計士法第十六条の二第六項及び第三十四条の十四の二に

において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係る財務書類について新公認会計士法第二条第一項の業務を行った場合については、施行日前に開始した会計期間に係る財務書類について同項の業務を行った場合については、なお従前の例による。

(業務の状況に関する説明書類の縦覧に関する経過措置)

第四条 新公認会計士法第二十八条の四(新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する新公認会計士法第二十八条の四第一項に規定する年度に係る同項に規定する説明書類について適用する。

(懲戒に関する経過措置)

第五条 新公認会計士法第三十一条第二項(新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後に行った業務の運営について適用する。

(課徴金納付命令に関する経過措置)

第六条 新公認会計士法第三十一条の二(新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした新公認会計士法第三十条第一項の虚

偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は同条第二項の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用する。

(指示に関する経過措置)

第七条 新公認会計士法第三十四条の二(新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後に行う行為又は新公認会計士法第二条第一項の業務について適用し、施行日前行った行為又は同項の業務については、なお従前の例による。

(定款の記載に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に存する監査法人の定款には、その社員の全部を無限責任社員とする旨の定めがあるものとみなす。

(監査法人の業務の制限に関する経過措置)

第九条 新公認会計士法第三十四条の十一第一項第三号の規定は、会社その他の者の財務書類で、施行日以後に開始する会計期間に係るものの新公認会計士法第二条第一項の業務について適用し、会社その他の者の財務書類で、施行日前に開始した会計期間に係るものの同項の業務については、なお従前の例による。

(大会社等に係る業務の制限の特例に関する経過措置)

第十条 新公認会計士法第三十四条の十一の三の規定は、施行日以後に開始する大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。

2 施行日前に開始した大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間を含む連続する会計期間については、旧公認会計士法第三十四条の十一の三の規定は、なおその効力を有する。

(大規模監査法人の業務の制限の特例に関する経過措置)

第十一条 新公認会計士法第三十四条の十一の四の規定は、施行日以後に開始する上場有価証券発行者等(同条第一項に規定する上場有価証券発行者等をいう。以下同じ。)の会計期間であつて、同条第二項に規定する大規模監査法人がその社員に当該上場有価証券発行者等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。

(新規上場企業等に係る業務の制限の特例に関する経過措置)

第十二条 新公認会計士法第三十四条の十一の五第一項の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第三十四条の十一の三の規定は、この法律の施行の際現に同項の規定により大会社等とみなされる者の財務書類について適用する。

2 新公認会計士法第三十四条の十一の五第二項の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第三十四条の十一の四第一項の規定は、この法律の施行の際現に新公認会計士法第三十四条の十一の五第二項の規定により上場有価証券発行者等とみなされる者の財務書類について適用する。

(財務諸表等の作成に関する経過措置)

第十三条 新公認会計士法第三十四条の十六第二項の規定は、施行日以後に開始する会計年度（新公認会計士法第三十四条の十五に規定する会計年度をいう。以下同じ。）に係る同項の計算書類及び業務報告書について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書については、なお従前の例による。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等に関する経過措置)

第十四条 新公認会計士法第三十四条の十六の三の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る説明書類

について適用する。

(監査法人に対する処分に関する経過措置)

第十五条 新公認会計士法第三十四条の二十一第二項の規定は、監査法人の施行日以後にした同項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用し、監査法人の施行日前にした旧公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、旧公認会計士法若しくは旧公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為については、なお従前の例による。

2 新公認会計士法第三十四条の二十一第三項の規定は、監査法人の施行日以後にした同条第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若し

くは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用する。

(課徴金納付命令に関する経過措置)

第十六条 新公認会計士法第三十四条の二十一の二の規定は、監査法人の施行日以後にした新公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用する。

(外国監査法人等の届出に関する経過措置)

第十七条 新公認会計士法第三十四条の三十五第一項の規定は、外国会社等財務書類(同項に規定する外国会社等財務書類をいう。)で、施行日以後に開始する会計期間に係るものの新公認会計士法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務について適用する。

(公認会計士又は監査法人による監査証明に関する経過措置)

第十八条 第二条の規定による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第百九十三条の二第一項の規定は、施行日以後に開始する特定発行者(同項に規定する特定発行者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の事業年度又は特定期間(新金融商品取引法第二十四条第五項に規定する特

定期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る財務計算に関する書類（新金融商品取引法第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始する特定発行者の事業年度又は特定期間に係る財務計算に関する書類については、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第百九十三条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する特定発行者の事業年度に係る内部統制報告書（新金融商品取引法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始する特定発行者の事業年度に係る内部統制報告書については、なお従前の例による。

（法令違反等事実発見への対応に関する経過措置）

第十九条 新金融商品取引法第百九十三条の三の規定は、公認会計士（外国公認会計士を含む。）又は監査法人の施行日以後に開始する特定発行者の事業年度又は特定期間に係る財務書類の監査証明について適用する。

（所得税法の一部改正）

第二十条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

十一 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定による課徴金及び延滞金

別表第一第一号の表日本公認会計士協会の項中「（昭和二十三年法律第百三号）」を削る。

（法人税法の一部改正）

第二十一条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第四項に次の一号を加える。

五 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の規定による課徴金及び延滞金

別表第二第一号の表日本公認会計士協会の項中「（昭和二十三年法律第百三号）」を削る。

（登録免許税法の一部改正）

第二十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五十号を次のように改める。

五十 有限責任監査法人の登録又は公認会計士に係る実務補習団体等の認定

<p>(一) 公認会計士法第三十四条の二十四（有限責任監査法人の登録）の登録</p> <p>(二) 公認会計士法第十六条第一項（実務補習）の実務補習団体等の認定</p>	<p>登録件数</p> <p>認定件数</p>	<p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき十五万円</p>
--	-------------------------	-----------------------------------

（住民基本台帳法の一部改正）

第二十三条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項中「同法第三十四条の十第一項の認可」を「同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録」に改める。

（政党助成法の一部改正）

第二十四条 政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項を次のように改める。

3 前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第百三

号)第三十二条第二項(同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項、第三十四条の二十九第四項及び第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)の規定による調査又は同法第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続については、同法第三十三条(同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十三条の二十九第四項において準用する場合を含む。)の規定又は同法第三十四条の四十七、第三十四条の四十九第二項及び第三十四条の五十一の規定は、適用しない。

(会社法の一部改正)

第二十五条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第三十四条の二十第六項」の下に「及び第三十四条の二十三第四項」を加える。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七百七十五条中公認会計士法第三十四条の十の三の改正規定の前に次のように加える。

目次中「・第三十四条の二十一の二」を「―第三十四条の二十一の六」に改める。

第七百七十五条のうち公認会計士法第三十四条の二十一の次に四条を加える改正規定中「第三十四条の二十一の次」を「第五章の二第七節中第三十四条の二十一の二の次」に、「第三十四条の二十一の二」を「第三十四条の二十一の三」に、「第三十四条の二十一の三」を「第三十四条の二十一の四」に、「第三十四条の二十一の四」を「第三十四条の二十一の五」に、「第三十四条の二十一の五」を「第三十四条の二十一の六」に改める。

第七百七十五条のうち公認会計士法第三十四条の二十二の改正規定中「同法」に改め」の下に「、同法第九百三十七条第一項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二

項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」とを削り」を加え、「同条第三項後段、第五項後段、第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする」を「同条中第四項後段、第六項後段、第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とする」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十四条の二十五第一項中「第三十四条の二十二第十項」を「第三十四条の二十二第八項」に改める。

第三十四条の二十八第二項中「第三十四条の二十二第十項」を「第三十四条の二十二第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に改める。

第三十四条の三十三第五項中「第三十四条の二十二第十項」を「第三十四条の二十二第八項」に改め、同条第十項第三号中「第三十四条の二十二第十一項」を「第三十四条の二十二第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第二十七条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第三十三条、第三十三条の二、第三十条の五第二項、第三十三条の七、第五十八条、第六十六条及び第二百二条第二項各号の項中「第二十七条の二十八第三項」の下に、「第二十八条第四項」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第二十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十九条 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、公認会計士制度及び監査法人制度等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。